

速 度 取 締 り 指 針

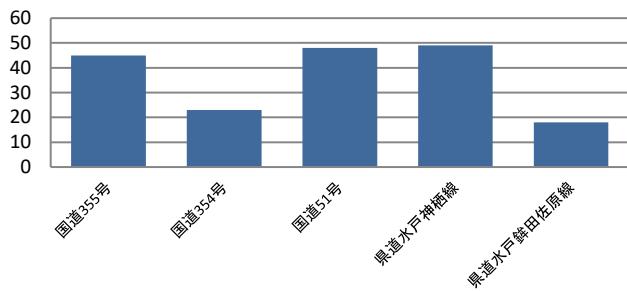
行方警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道355号	8:00～12:00 14:00～20:00	麻生地区	40km/h (指定速度)

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施しています。

行方警察署管内における交通事故実態

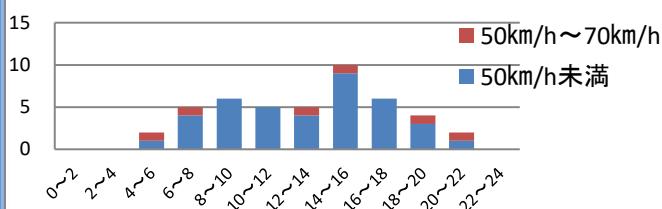
路線別の人身事故発生状況
(過去3年間)



▼主な幹線道路別に過去3年間の人身事故発生件数を比較すると、県道水戸神栖線、国道51号、国道355号、国道354号の順で事故が多く発生しています。

▼国道355号は、当署管内での道路総延長が一番長く、過去に死亡事故も複数発生していることから取締り重点路線に指定しています。

国道355号における時間別・危険認知速度
別人身交通事故の発生状況 (過去3年間)



▼過去3年間の国道355号における時間帯別の特徴として

8時～18時の時間帯に人身交通事故が多発しています。

▼国道355号において速度50km以上の車両の人身事故が6件発生しています。

～令和7年11月30日現在～

●今期の各路線での人身事故発生件数は、国道355号で10件、国道51号で11件、県道水戸神栖線で9件発生しています。

●昨年と今年に発生した交通死亡事故は、いずれも国道355号において発生しています。

その他の交通指導取締り要点

管内全域において、飲酒運転、携帯電話使用等、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反、過積載違反、自転車関連違反の交通指導取締りを強化します。

その他に、可搬式速度違反自動取締装置による取締りを実施します。